

令和8年度夏の暴力追放運動

◎ ねらい

『夏の暴力追放運動』は、暴力団の根絶によって、道民の安全で平穏な生活の確保、社会経済の健全な発展及び青少年の健全な育成をはかり、安全で安心できる北海道の実現をめざし道民総ぐるみ運動として実施するものです。

道内の暴力団は、警察の厳しい取締りや社会の暴力団排除気運の高まり、各分野における排除活動の進展等によって孤立しつつあり、道内の暴力団構成員等数は昨年末では約620人（前年対比-約110名）となっており、減少傾向が続いております。

しかし、資金獲得活動においては、潜在化、不透明化を進行させながら、覚醒剤の密売、恐喝、繁華街における飲食店等からのみかじめ料の徴収等に加えて、特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺など、時代の変化に応じて、あらゆる手段や機会を利用して企業や個人をも標的とした資金獲得活動を行うなど、道民に対して大きな被害と不安を与え続けており、いささかも油断のできない存在です。

また、青少年をめぐるっては、SNS等情報産業を悪用しての性犯罪及び闇バイトで実行役を募って特殊詐欺や強盗、窃盗を敢行させるなど、その影響が大きく懸念されるほか、近年、道内でも大麻や覚醒剤などの違法薬物が少年に広まり、特に大麻の乱用が顕著であることから、学校の夏休み期間に合わせ、暴力団追放のための強化期間を設定し、関係機関が実施する取締りや各種活動と連動させた道民総ぐるみの運動として道内全域において実施するものです。

◎ 実施期間 令和8年7月21日（火）～ 令和8年8月20日（木）

◎ 運動の重点目標

- 暴力団の違法な資金獲得活動の実態周知と被害防止
- 少年に対する暴力団の影響排除と環境の浄化

◎ 主 唱

公益財団法人 北海道暴力追放センター
各方面地域暴力追放運動推進協議会
各地区暴力追放運動推進協議会
公益財団法人 北海道こども・若者応援協会

◎ 協 賛

公益財団法人 北海道防犯協会連合会
北海道少年補導員連絡協議会

◎ 後 援

北海道・北海道警察・北海道教育委員会



重点目標

1 暴力団の違法な資金獲得活動の実態周知と被害防止

被害にあわないためには、暴力団等の関係者とは商取引を含めた一切の関係を遮断することが重要です。

特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺、ゆすり、たかり等の暴力的要求行為、その他の暴力被害が発生した場合には早期相談と積極的な届出を呼びかける。

2 少年に対する暴力団の影響排除と環境の浄化

暴力団関係者との交遊、車の暴走行為や薬物乱用等の非行行為を見たときは、保護者や関係者に知らせるよう呼びかける。

運動の進め方

各地区暴追協

- ① 広報車による巡回広報や街頭における啓発資材の配布活動
- ② 立看板、ポスター、ステッカー等の広報啓発資材の作成掲示
- ③ 歓楽街や行楽地におけるパトロール活動
- ④ 市町村、関係団体の広報紙等への啓発記事掲載の協力依頼
- ⑤ 管内の風俗営業関係者への協力依頼
- ⑥ スポット放送（広報車、街頭放送有線放送等）による広報



その他の団体・企業

- ① 暴力的不当要求行為の早期相談と暴力被害の積極的な届出の促進
- ② 「暴力団を利用しない」の周知徹底と暴力団利用の根絶
- ③ 関係機関・団体の実践活動への積極的参加協力
- ④ 暴力的不当要求被害防止研修会・講習会等の開催
- ⑤ 機関誌、広報紙への運動の重点目標の掲載協力
- ⑥ 報道機関による運動の取材とスポット放送への協力

関係機関、団体の関連運動

- 社会を明るくする運動
- 青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動 強調月間
- 安全・安心どさんこ運動

法務省、北海道、北海道警察
北海道青少年育成協会
北海道少年補導員連絡協議会
北海道暴走族対策推進協議会

被害防止！
非行防止！



安全で安心な北海道の実現をめざし、ぼーうし君はいつも「防はんこ」を頭に乗せて防犯活動してます。

暴力団等に対する基本的対応要領

大原則（対応の基本）

いつ、どこで、何が発端で暴力団等と関わりができるか知れません。ここでは、暴力団員からの不当要求を受けた場合の対応要領を整理しました。

大切なことは、暴力団等からアプローチを受けた場合は、一人で悩まず、警察や暴追センターや弁護士に早く相談することです。

組織的な対応

暴力団等から不当要求を受けた場合、担当者が個人的に対応したり、担当者の上に責任を押し付けることは絶対にやってはいけません。

不当要求に対しては、対応の方針をあらかじめ検討し、組織として一丸となって対応することが何よりも大切です。

平素の準備

1 トップの危機管理

- トップ自らが、「不当な要求には絶対応じない」という基本方針と姿勢を示し、毅然とした社風を構築していく。
- 担当者が気楽に報告できる雰囲気作りを行う。



2 体制作り

- あらかじめ対応責任者、補助者等を指定しておく、対応マニュアル、通報手順等を定めておく。
- 対応責任者は、組織を代表して対応することから、組織としての回答を準備しておく。
- 対応する部屋を決めておく、録音、撮影機器等をセットしておくとともに、暴力追放ポスターや責任者講習受講修了書等を掲げておく。

3 暴力団排除条項の導入

- 暴力団等反社会的勢力を排除する根拠として、
 - ・ 暴力団等反社会的勢力とは取引しないこと
 - ・ 取引開始後反社会的勢力と判明した場合、解約することなどの内容が盛り込まれた暴力団排除条項を契約書や約款等に導入しておく。



4 警察、暴力追放センター、弁護士等との連携

- 警察や暴追センター、弁護士等との連携を保ち、事案の発生に備え担当窓口を設けておく。



有事の対応（不当要求対応要領）

1 来訪者のチェックと連絡



2 相手の確認と用件の確認



3 対応場所の選定



4 対応の人数



5 対応時間



6 言動に注意する



7 書類の作成・署名・押印



8 トップは対応させない



9 即答や約束はしない



10 湯茶の接待をしない



11 対応内容の記録化



12 機を失せず警察に通報



～公益財団法人北海道暴力追放センターの主な事業内容～

- 1 広報啓発活動
 - ポスター、リーフレット等の広報資料を作成配布するほか、マスメディアの協力等による暴力追放に関する幅広いPR活動
 - 暴力追放決起集会や街頭啓発活動等を開催した暴力追放気運の高揚
- 2 地域・職域の支援活動
 - 地域、職域の自主的暴力追放運動組織の支援
 - 暴力団による被害防止のため企業、団体等に対し、その予防方法などの指導や助言、講話
- 3 調査研究活動
 - 暴力団の関連情報、資料を収集し暴力団排除組織等への情報提供
 - アンケート調査等による暴力団排除意識、被害実態等の把握と分析を行い、暴力団排除運動に活用
- 4 被害者救済事業
 - 暴力団犯罪の被害者（傷害事件被害者）に対する見舞金の支給
 - 暴力団対象の民事訴訟等に要する費用の無利子、無担保での貸付
- 5 暴力相談活動
 - 暴力追放相談委員による暴力団等のあらゆる相談対応
 - 少年に対する暴力団の影響を排除する活動
- 6 不当要求防止責任者講習の実施
 - 事業所が不当要求防止責任者を選任し、その旨を北海道公安委員会に届出をした者に対し暴力団等対応要領に関する法定講習（無料）
- 7 暴力団事務所使用差止請求事業
 - 暴力団の事務所の使用により付近住民等の生活又は業務の遂行の平穏が害されることを防止するための支援
- 8 暴力団からの離脱意志を有する者を助ける事業
 - 離脱希望者及び離脱者への適切な支援

暴力団追放「三^{ワン}ない運動⁺¹」の推進



暴力団を「利用しない」 暴力団を「恐れない」 暴力団に「金を出さない」 暴力団と「交際しない」

札幌本局	札幌市中央区北3条西7丁目1番1道庁緑苑ビル庁舎	TEL(011)271-5982
函館支局	函館市五稜郭町16番1号道警函館方面本部分庁舎2階	TEL(0138)35-5982
旭川支局	旭川市6条通10丁目左10号 旭川中央警察署3階	TEL(0166)26-5982
釧路支局	釧路市錦町5丁目3番地 三ツ輪ビル3階	TEL(0154)23-5982
北見支局	北見市北4条東4丁目3番地 伊東ビル3階	TEL(0157)61-5982

暴力に関するお問い合わせ・ご相談は最寄りの暴追センターへ

無くそう暴力団
地域のために
未来のために



(URL) <http://h-botsui.or.jp>



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。